



基発第0328005号
平成15年3月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局の指定に係る申請及び変更等の
取扱いについて (一部改正)

労災保険指定医療機関の指定については、平成7年7月25日付け基発第476号「労災保険指定医療機関に係る事務取扱いについて」(以下「476号通達」という。)により、また、労災保険指定薬局の指定については、昭和39年2月20日付け基発第185号「労災保険指定薬局の取扱いについて」(以下「185号通達」という。)により、それぞれ取り扱うこととされているところであるが、今般、事務処理の効率化を図る観点から、指定に係る申請及び変更等の手続きについて、下記のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 476号通達関係

- (1) 別添1「労災保険指定医療機関療養担当規程」の第5章第19中「当該指定医療機関の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「管轄監督署長」という。)を經由して」を削除する。
- (2) 別添1「労災保険指定医療機関療養担当規程」の第5章第22中「管轄監督署長を經由して」を削除する。

- (3) 別添2「指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」の第2条中「当該医療機関の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「管轄労働基準監督署長」という。）を經由して」を削除する。
- (4) 別添2「指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」の第5条中「管轄労働基準監督署長を經由し」を削除する。

2 185号通達関係

- (1) 「指定薬局の指定事務取扱準則」の「指定手続」の2中「その薬局の所在地を管轄する労働基準監督署長を經由して」を削除する。